

Title	独逸賠償問題の経過
Sub Title	
Author	池田, 龍蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.4 (1923. 4) ,p.579(83)- 585(89)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230401-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶大教授 占部百太郎著

佛蘭西革命史論

菊判ポプリン装幀
紙數三百八十一頁
定價金 參圓
内地送料金拾八錢

サンガカリズム、ホルンシュタインでも、マルクス主義でも、決して今度の大戦を機會として發生した產物ではないのである。是等の思想の起源は何れも第十八世紀末の佛蘭西大革命に發出して居るのである。其れで我國に流入して在來の思想と混和し或は反撥して所謂改造運動の動機となり、新文化の要素ならんさしつゝ、ある是等の思想の由來を探らうと思へば何うしても此の佛蘭西革命に遡つて研究せねばならぬ。……序文二節

法學博士 淺見倫太郎著

朝鮮法制史稿

菊判總洋布装幀
紙數四百六十九頁
定價金 四圓
内地送料金拾八錢

淺見先生任に朝鮮に在るに多年、其間努めて彼地の文獻を渉獵し、特に法制の沿革を究明して遂に斯の大著を完成す。第一編總論は民族、相續、所有權、契約、訴訟手續、犯罪の六章を設けて、朝鮮古法が羅馬、希臘、印度、日耳曼の古代法制に於ける特質を如何なる程度まで一致するやを比較論定し、第二編以下凡て五編は、國法、吏典、軍制、田制、賦税、刑罰、訴訟、財産法、親族相續法の各部門に於いて時代別に其要綱を記述す。……

最新刊の二史籍

雜 錄

『獨逸賠償問題の經過』

池田龍藏

一、戰雲去來の歐洲

日々歐洲より入手する特電は伊白よりバックされたる佛國の獨逸に對する單獨行動の進伸につき種々なる報道を齎して來る、ルール地方占領の爲め出動した三萬五千の外更に十二萬の大軍をも派遣せんと噂されて居る之に對して獨逸は抗議以外如何なる程度までの反抗的行動に出でるであらうか。近東問題を議しつつあるロザーンヌ會議が聯合國側と土耳其側との意見の一致を見ず、聯合國側が萬一の場合に處する爲め

目下着々軍事行動を進めつゝある際に更に倫敦會議が決裂して佛軍の出動を見るに至つた、かくて歐洲の空には再び戰雲が去來するの形勢となつた。佛國が軍隊の出動を開始した論據は昨年十二月二十七日に於ける賠償委員會の材木引渡不履行決議と本年一月九日に於ける石炭引渡不履行決議とであるが此の歐洲に於ける中心問題たる賠償條件は非常に錯雜して居るので誤解して傳へらるゝ事も多い様であるから此の際賠償問題の經過につきその概要を陳ぶる事は必ずしも無用の業であるまい。

二、思ひ切つたる對獨休戰條約

償金條件を研究するに先ち休戰及びベルサイユ條約による獨逸の引渡義務を擧げる必要がある、世上よく是等償金條件とを混合するからである第一は休戰條件である、此の休戰條約による引渡義務は次の如くである。

東京神田 仲樂町 巖松堂書店 振替 六五五 東京 六五五 出版(復) 進(書) 呈

- 一、大砲五千(重砲二千五百野砲二千五百)機
- 關銃二萬五千飛行機 千七百臺
- 一、機關車五千車輛五萬自働車五千
- 一、潛行艇百六十隻

以上は休戰條約による獨逸の引渡なるが、ロイド・ジョージが昨年八月のロンドン最高會議に於ては火砲三萬三千四百七十八門砲彈三千八百萬發追撃砲一千門以上機關銃八萬七千挺小銃其他の小火器四百五十萬挺を引渡したと聲明して居るだがポアンカレを宥める爲めに云つた言葉だから餘り當になるものでない、最近發表された數字で休戰條件による獨逸引渡物價格が十七億四千三百七十萬千四百十七金貨馬克と云ふのがある、以上の引渡物件は休戰後の占領費用を控除したる後に述べる賠償金に充當が出来るのである。

三、極端なるベルサイユ條約

- 百五十六平方哩、人口三百五十萬)波蘭へ
- 5、西プロイセン一部(面積五百七十九平方哩、人口二十五萬)ダンチツヒ自由市へ
- 6、メンメル(面積九百六十五平方哩、人口二十萬)國際聯盟へ
- 7、フルチン地方一部(面積百一十一平方哩人口四萬六千)チエツコスロバキアへ
- 合計二萬六千四百一平方哩、人口六百一十一萬一千
- 四、在外の私的財産
- 五、一九二一年五月迄に金貨物、船船、有價證券等一つの要求者の希望により二百億金貨馬克

六、石炭

- 1、ザール流域
- 北部佛蘭西の炭坑の破壊と戦争による損害の賠償の一部として炭坑と其の發掘權機械

- 一、船舶
- 總噸數千六百噸以上の商船全部千噸乃至千六百噸のものは半分トロール船其の他の漁船の四分の一
- 二、植民地
- 海外所屬地上の一切の權利及び所有權即ち一切の植民地公有私有財産の沒收
- 三、獨逸本國の割讓

- 1、エルザス、ロートリンゲン(面積五千六百四平方哩、人口百八十七萬)佛蘭西へ
- 2、オイペン、マールメデー及びモレネー(面積三百八十六平方哩、人口六萬五千)白耳義へ
- 3、シユレスウツヒ北部(面積千平方哩、人口十八萬)
- 4、西プロイセン大部ポーゼン大部東プロイセン一部シレシエン一部(面積一萬七千七百

一切此の地方の行政權は十五ヶ年間國際聯盟に委託しその後一般投票にて主權の歸分を定む

- 2、ノール及びバ・ド・カレールの炭坑の不足分獨逸軍が此の炭坑を破壊したからその生産差額を向ふ十ヶ年以内獨逸より供給、但しその前半五年は二千萬噸以下、後半五年は八百萬噸以下
- 3、賠償としての石炭
- イ、佛蘭西へ年七百萬噸向十ヶ年間
- ロ、白耳義に年八百萬噸向ふ十ヶ年間
- ハ、伊太利に認め一ヶ年間四百五十萬噸後六ヶ年間は八百五十萬噸
- ニ、希望する時はルクゼンブルグに戰前同國が獨逸より輸入せる額
- 合計 二千五百萬噸

七、其の他

化學工業品家蓄海底電線(賠償金に充當するものなるが故に評論せぬ)

四、驚く可き對獨賠償條件

獨逸に對する賠償條件はベルサイユ條約にて未解決ならしめたサン、レモ最高會議ブローニユ最高會議スパー最高會議ブラツセル最高會議及びパリ最高會議等幾度か國際會議又は賠償委員會が開かれた、然し本稿はその會議史でないから茲で單に今日尙有効なる條項についてのみ述べる事にする、第一は一九二〇年七月のスパー協定で之れによつて獨逸より受取るべき賠償金額の分配率を確定した。

即ち佛蘭西、五割二分、英國二割二分、伊太利一割、白耳義八分、日本及び葡萄牙各七厘五毛、塞耳比亞其他が残り六分五厘である。

五、實行不可能の倫敦協定

一九二一年五月の倫敦協定により償金總額と於ける利子支拂の積立金である、支拂期は二十億の分は一月、四月、七月、十月の各十五日輸出額の二割五分は二月、五月、八月、十一月の各十五日に分たれて居る但し一九二一年だけは特に第一に對し五月末迄に金貨又は承諾せられる外國手形又は三ヶ月後拂の大藏省證券を以つて十億金貨馬克に限り輸出の方は一九二一年の十一月十五日の分から始める事としたからして獨逸は倫敦協定による第一回の支拂として一九二一年五月末までに現金で一億五千萬金貨馬克大藏省證券で八億五千萬金貨馬克を支拂ひ、その證券も八月末までに償還した輸出の方の第一回の支拂賠償約三億金貨馬克も現物で支拂を完了した。

六、一九二二年度支拂法の變更

然るに一九二二年の末に至り獨逸は一九二二年の一月及び二月の支拂が不可能なる事を賠償

その支拂方法とを決定した之れによれば總額は千三百二十億金貨馬克で之を三種の公債とするAは百二十億金貨馬克で一九二一年六月十五日までに交附しBは三百九十億金貨馬克で一九二一年十一月一日に交附し、Cは八百二十億金貨馬克でBと同日までに交附する、A B共に五分利付Cは利札を付せずして他日A B C公債の元利拂に金裕を生じCを市場に出す時に利を附する獨逸は之に對して元利支拂基金を設けて年額面の六分を支拂はなければならぬ、その六分の中、五分は利拂に用ひ残り一分は毎年抽籤償還に充當するその基金を作る爲めに年に三種の支拂義務を負擔する即ち一は二十億金貨馬克で二は獨逸輸出金額の二割五分、三は同じく輸出額の一分に相當する金額である但し第二は是非其輸出より徵收するが、第三は之れに相當する金額でよい、而して之はC證券に對する將來に

委員會に申出て來たので十二月には英佛首相が倫敦に於て申合せをなし、一九二二年一月にはカンヌ會議が開かれたが結局要領を得ず終に賠償委員會で差當り一、二月の支拂を猶豫し一月十八日を始めて十日毎に三千百萬金貨馬克を支拂はせる事にした、かくして三月十八日までに二億八千九百九十四萬八千九百二十金貨馬克を支拂つたかくて三月の賠償委員會で決議した一九二二年度の支拂方法を獨逸が承諾するに至つたのである、即ち一九二二年度には現金にて七億二千萬金貨馬克現物にて十四億五千萬金貨馬克を支拂ふことにした而して現金支拂の方法は四月十五日千八百五萬一千七百九十金貨馬克五月より十月まで各十五日五千萬金貨馬克、十一月十二月には各十五日に六千萬金貨馬克とした、かくて獨逸は六月までは非常な苦痛を嘗めた、乍らその支拂を了した然るに獨逸は七月八日に

至り七月十五日の支拂實行が再び出來ぬと賠償委員會に通知したので賠償委員會は約千八百萬金貨馬克を獨逸より現金を受取つて未だ分配を了しない間の利息や賠償委員會が獨逸の染料を米國織物組合に賣却した代金等の中から獨逸に貸渡して五千萬金貨馬克の七月分の支拂を終了させた、かくて八月末の賠償委員會で八月九月の現金支拂及びその間に他の協定成立せざる限り十月乃至十二月の現金支拂に對し六ヶ月期限の獨逸大藏省證券にて支拂ひ、之を全部白耳義に交付する事にした、かくの如くして獨逸帝國銀行裏書、英蘭銀行支拂の大藏省證券一九二三年二月十五日期限四千七百四十萬金貨馬克及び三月十五日期限四千八百六十萬金貨馬克の二種に發行して賠償委員會へ交付した。

七、獨逸の支拂總額

以上の如く休戦以來獨逸が支拂つた金額は、

非常な、巨額であるが、物資掛や何かがあり、其の評価問題が出たりするので正確に計算する事が六ヶ敷い、例へば獨逸はベルサイユ條約第二百三十五條で一九二一年四月末日迄に二百億馬克を支拂はなければならぬ、然るに佛蘭西は八十億馬克しか支拂はぬと言ひ、獨逸は二百億馬克を支拂つたと主張して居る様な譯である、また英國議會で一週間以内に大藏尙書と大藏省參政官との報告とが異つて居つたりして居る。

次に最近發表された相當信憑すべき數字を掲げて見る。

一、休戦當時より一九二一年四月迄

現金掛	一一二、一二一、〇〇〇
金貨馬克	一一二、一二一、〇〇〇
物資掛(原料等)	一、二五一、〇六四、〇〇〇
休戦條約による引渡	一、一八三、二二六、〇〇〇
海底電線	四九、〇〇〇、〇〇〇

動産

二、五〇四、三四二、〇〇〇

合計

五、〇九九、七五三、〇〇〇

一、一九二二年五月より一九二二年四月末迄

現金掛

一、三二三、六六〇、四九六

現物掛

五六〇、四七五、四一七

休戦條件による引渡

三、六七八、八一六

合計

一、八七七、八一四、七二八

總計

六、九七七、五六七、七二九

即ち六十九億七千七百五十六萬七千七百二十九金貨馬克である。

その後の物資掛は未だ計算されて居らぬが現金に於ては一億三千二百萬金貨馬克を支拂つた、之れが累計は七十一億九百五十六萬七千七百二十九金貨馬克である、その外大藏省證券で九千六百萬金貨馬克を支拂つて居る。(一九二三、一、一二)

カロリン・フォックス女史
ゴジョン・スチュアート・ミル (二)

榎本 鑛 治

四

Caroline Fox 女史と John Stuart Mill の初對面の翌日、即ち一八四〇年三月十七日附の日記には、次の如く女史は記して居る。

「午後 J. S. Mill を訪れた。彼は午前中弟の病室に時を過した。私達は随分面白く語合つた。殊に彼は、自分の経験より、彼の弟妹に有益であると思はれることを、多方面に亘つて話した。

彼の話によれば、今日彼は、George Grote の